

旭川農業振興地域整備計画（昭和49年旭川市告示第93号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により変更後の旭川農業振興地域整備計画書及び関係図書を旭川市農政部農政課において縦覧に供する。

令和8年9月14日

旭川市長 今 津 寛 介



旭川農業振興地域整備計画の変更

1 農用地利用計画の変更

(1) 用途区分の変更 農業用施設用地から農地への変更

ア 区域 旭川市東鷹栖10線16号2515番5の内

イ 面積 179㎡

(2) 用途区分の変更 農業用施設用地から農地への変更

ア 区域 旭川市東鷹栖4線17号2032番5

イ 面積 595㎡

(連絡先)

担当 農政部農政課農政係

電話 25-7417